しまなみ農業だより

かんきつの管理と家庭菜園

1 かんきつの管理

1 苗木・接ぎ木の管理

今年、定植・接ぎ木したものは、春芽、夏芽と順調に生育していますか。勢いよく生育している樹は、摘心を入れながら横枝を作っていきます。勢いの弱い樹は、各主枝候補枝を1本に芽かきして伸ばしてください。

エカキムシやアゲハなどの食害がないよう緑化するまでは2週間おきに防除を行ってください。また、毎月1回少量の施肥を行ってください。乾燥が続くようであれば潅水が必要です。

これから台風シーズンとなるので、倒伏防止や接ぎ木部が折れないように支柱を立ててください。

支柱を立て倒伏防止

2 あら摘果

あら摘果は順調に進んでいますか。着花の多少や生理落果の多少により着果量も園や樹により違っていると思います。温州みかんでは、着果の少ない樹はあら摘果を控え、仕上げ摘果を行います。着果が多く新梢の少ない樹は、6月下旬から7月上旬に樹幹上部摘果を行い、新梢を発生させ来年の結果母枝を確保します。中晩柑では、生理落果の終了する6月中旬頃から着果の多い樹からあら摘果を行います。直花果、傷果、小玉果を摘果し、早期摘果により肥大促進と樹勢維持を図ってください（表参照）。

3 潅水

梅雨明け後、高温乾燥が続く場合は潅水が必要です。特に中晩柑では大玉生産のため積極的に潅水してください。また、温州みかんでも乾燥が続き、葉が巻くようであれば潅水が必要です。十分な潅水量が確保できない園では、樹冠下に潅水してください。

中晩柑の摘果の目安

品　種	あら摘果	仕上げ摘果		備　　考
		時期	葉果比	
不知火	6月中旬～	8月中旬～	100～120	肥大促進のため早期に強めに摘果
せとか	6月下旬～	8月中旬～	80～100	有葉果を残し、葉果比で60枚程度
愛媛果試第28号	6月下旬～	8月中旬～		あら摘果に重点を置き強めに摘果見落としがあるので2～3回まわる

2 家庭菜園

1 マルチング

梅雨明け後は高温・乾燥状態が続くため、地温上昇抑制・土壌水分の維持・雑草抑制等を目的に、畝上に敷き草等を厚めに敷いてください。

2 追肥

果菜類は収穫最盛期を迎えるため、肥切れさせないよう施用します。

追肥は7～10日間隔で、1回当たり、化成肥料を1～2kg／1aを目安として施用します。追肥を行っても土壌が乾燥した状態では肥料が効きにくいので、灌水とあわせて行ってください。

3 ナスの収穫と整枝

強い枝3本を主枝とし、主枝から出てくる側枝は、花の上の葉を1枚残し摘芯し、収穫時に分枝元1節を残して切除します。残した節から新たに発生した芽についても花の上の葉1枚残して摘心を繰り返します（図参照）。整枝により3本の主枝に良く光が当り、色艶の良い果実が収穫できます。

なすの切り戻しせん定の方法

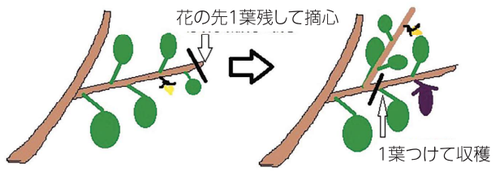

令和2年度全国統一防火標語

「その火事を　防ぐあなたに　金メダル」

救急隊の新型コロナウイルス感染症対応について

【搬送先医療機関】

救急隊員が、新型コロナウイルス感染症の疑いがあると判断した場合には、今治保健所の指示により指定された医療機関に搬送します。

県内の感染症病床を有する第二種感染症指定医療機関は、今治市医師会市民病院を含め9病院となっています。

【感染防止】

消防署の救急隊員は、普段から感染症対策として、ゴム手袋、マスク、感染防止衣等を着用して救急活動を行っています。

現場の状況によっては、シューズカバーを着用し、屋内に上がらせていただく場合もありますのでご理解をお願いします。

感染防止衣は使い捨てとなっており、汚染や破損が生じた場合には廃棄を行います。

救急車内の消毒状況

新型コロナウイルス感染症の疑いがある事案の対応については、活動後に感染防止衣やマスク等もすべて廃棄し、救急車内は消毒液による拭き取りを行い、オゾンガス発生器により隅々まで消毒を行います。

救急隊員が感染源になることを防止し、町民の皆様が安心して救急車を利用できる様に務めています。

救急講習・各種指導について

救急講習や各種訓練指導については継続実施していますが、参加人員に応じた感染予防対策を行う必要がありますので、予定がありましたら早めに電話による相談および担当者による打合せをお願いします。

令和2年5月出動件数

地区	弓削	生名	岩城	魚島	その他	合計	R2累計
火災	0	0	0	0	0	0	1
救急	11	5	5	3	0	24	168

（令和2年5月31日現在）

上島町消防署　☎77-4118

◇令和２年度 国民健康保険税の変更点について

・課税限度額

国民健康保険税を構成する医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の課税限度額のうち、医療保険分が61万円から63万円に、介護納付金分が16万円から17万円に変わり、最高限度額は96万円から99万円に変更となります。

・軽減対象所得

世帯の被保険者の合計所得（国民健康保険に未加入の世帯主を含む）が一定基準以下の場合、所得に応じて均等割と平等割が7割、5割、2割の割合で軽減されますが、5割と2割の軽減を見直します。

軽減割合	令和元年度	令和２年度
7割軽減	33万円以下	33万円以下
5割軽減	33万円＋28万円×被保険者数	33万円＋28.5万円×被保険者数
2割軽減	33万円＋51万円×被保険者数	33万円＋52万円×被保険者数

※被保険者には、同じ世帯で国民健康保険から後期高齢者医療へ移行した人（特定同一世帯所属者）も含みます。

※所得の未申告について　所得税の確定申告（住民税の確定申告）をしていない場合、前年所得が不明のため保険税の軽減措置が受けられなくなります。

■ 問い合わせ

弓削　住民課　☎77-2503
生名　住民課　☎76-3000
岩城　住民課　☎75-2500
魚島住民福祉課　☎78-0011